

第 365 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 3 日 (月) 14 時 00 分～15 時 40 分
2. 場 所 大津合同庁舎 7A 会議室
3. 出 席 委 員 林 英志 亀甲 武志 中野 博仁 武友 博次
佐野 昇 池田 廣美 三浦 公孝 池田 則之
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 磯田書記 秋永書記
橋本書記
5. 説 明 員 水産課 西森課長 上野参事 三枝参事
佐野主幹 (兼務) 磯田副主幹 (兼務) 草野主任技師
水産試験場 酒井場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 武友博次 印

署名委員 佐野 昇 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14時00分

牧野事務局長 　　ただ今から、第365回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催します。本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は、須藤委員、田辺委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は、8名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第173条において準用する同法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを報告いたします。

　　議事の進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。

林会長 　　ただいまから365回の滋賀県内水面漁場管理委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は武友委員と佐野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　　それでは協議事項に入ります。令和7年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について、事務局から説明をお願いします。

(1) 協議事項

ア 令和7年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について
事務局説明 磯田書記

林会長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

中野委員 　　確認です。昨年も御発言があったと思いますが、高島鴨川漁協が溪流魚をこれだけの量を放流しているのに、アユに関してはお金がないことについて指導していくということだったと思います。指導してこれで収まっているのですか。

磯田書記 　　溪流魚とアユではかなり単価が違うということで、なかなかアユをやっていけないということで、これまで溪流魚の方は満たしているけれども、アユは満たしていないということになっていました。今年、可能な限りアユを増やしていきましようということでした。遊漁者が少ないこともあります。ただ少ないからと言って、アユの

放流を控えると負のスパイラルになります。アユが少ないとお客さんも少なくなりますので、増やしていきましょうということで、組合に努力してもらって、何とか 50 キロという形で今回は目標を掲げてもらっています。

中野委員

お金があるから単価が安くてもそれだけ多くの量の渓流魚が買えます。それを減らしたら、その分お金が浮きます。その分をアユに回したら、単価が違うというのは関係ないのではないかと思います。それとお客さんが少ないのは、放流量が少なくて、魚がないから少ないのであって魚を増やせばお客さんは戻ってくると思います。

磯田書記

仰るとおり放流量を増やさなければ、お客さんは来ないので増やしていきましょうと話をしています。マス類の方を減らして、アユの方に振り分けたらどうかというのは、漁業権の切り替えの時から言っていることではありますが、組合の中での考え方があるみたいです。事務局からもこういう提案はしています。

林会長

姉川上流が指針よりも低い値で目標増殖量を定めるのは、指導という形で行くのか。目標増殖量は目標量として最低限指針までいかないといけないのではないですか。

磯田書記

水産庁からのガイドラインでも指針というのは、免許期間中の一応の基準であって、免許期間中、固定化して考えるべきではないとされています。その中で、組合の経済的な経営状況を考慮に入れて勘案するという事になっています。増殖指針はクリアしてもらいたいと思っていますが、経営状況を勘案する必要があるので、目標増殖量を定めるうえではそういうところを勘案しています。ただ増殖指針はクリアしてもらいたいので、醒井養鱒場からアマゴの一部を春放流に切り替えて、それらで浮いた費用についてニジマスやイワナを増やしたらどうかと提案をしているところです。

林会長

中野委員の言われたことは、マス類は増殖指針を超えて放流しています。その分をアユに回せないのかということです。それともアユの漁場としての価値はないのですか。

磯田副主幹

高島鴨川漁協は天然遡上を見込んで漁業権の運営をされていま

す。マスが増殖指針を上回っていますけれども、免許切り替えの時にアユの方に切り替えたらどうかと提案していますが、組合の中の考え方もあって、こうなっています。

佐野委員

鴨川は中野委員も言われたとおり、増殖指針の 3000 尾が 6000 尾になっています。アユに関しては、義務放流分プラスアルファというのがほとんどない状態です。いつまで努力義務で通すのかと思っています。溪流魚 3000 尾放して、3000 尾プラスアルファで放している。その 3000 尾分をアユに回すべきです。天然遡上をあてにするのは間違いです。みんなが天然遡上をあてにしたら話になりません。そのこのところをきつく言ったらよいのではないですか。私は近いところにいるのでわかりますが、溪流魚にはほとんど人が入っていません。ほとんど釣れていません。あれでは放流すること自体が無理です。ここ最近、冬の間には鵜に食われて、居ないような感じです。まず釣れないです。そのこのところをきっちり言ってあげないと、これから溪流魚はお客さんが来ないようになります。

林会長

行政からの指導も必要ですし、鴨川は河川漁連の会員なので、そちらからもお願いします。

佐野委員

去年も解禁日に見に行ったのですが、誰一人 1 匹も釣れていませんでした。解禁日に 1 匹も釣れていないというのはびっくりします。

林会長

それでは、ただ今説明のありました目標増殖量につきましては、指針より少ないところにつきましては、行政からも河川漁連からも指導するというので、原案の通り定め、公示することといたします。

それでは、2 番目の協議事項に入ります。“ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制にかかる委員会指示”について、事務局から説明をお願いします。

(1) 協議事項

- イ ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示について
事務局説明 佐野主任書記

林会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長

それでは、ただいま説明のありましたホンモロコ産卵保護のための採捕の規制にかかる委員会指示については、事務局案のとおりといたします。

なお、公示にあたり、県の法規担当課との調整等により、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することといたします。

それでは、3番目の協議事項に入ります。コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について、水産課と事務局から説明をお願いします。

(1) 協議事項

ウ コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

水産課説明 草野主任技師

事務局説明 佐野主任書記

林会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長

毎年のことですが、コイについて、河川でのフナとかをやっている漁業権のあるところは釣り人との関係があらうかと思いますが、そこではどう考えているのですか。コイを持ち込めばPCR検査をする体制は試験場にできているのですか。

酒井場長

コイヘルペスウイルスの検査については水産試験場でできます。現状漁協から検査の依頼はありません。

林会長

漁連も放流をしていないのですよね。琵琶湖のコイ釣りの人から文句は出ないのですか。漁業者は獲ったら食べているかもしれないですが。滋賀県独自でやってしまうということは考えられないのですか。余呉湖とかはどうなんですか。

武友委員

琵琶湖では出ていないですが、県外で出ているのを見るとこれに従わないのはどうかと思います。

佐野委員

平成26年以降、10何年陽性なしで、確かに他の県では出ているけど、要はその県からの放流しなければ、琵琶湖には広がらないわけです。つながっていないので。

佐野主任書記

漁業権漁場での放流は平成 15 年の水産庁資源管理部沿岸沖合課長名で放流等の自粛の要請がありました。この平成 15 年の通達が今も活着しているような形で放流等を行っていないという状態になっています。

林会長はコイの放流に強い思いを持っておられまして、全国内水面漁場管理委員会連合会でも水産庁にいつになったら放流できるのかを示すようにと要望していただいています。毎年繰り返していただいております。今年は私も一緒に行かせていただきましたが、その時の国の回答としましても、発生 の 件数 自体 は 減 っ て いるけれども、まだコイを移動させたり、新たなコイを放流させたようなところで発生する傾向にあるので、なかなか放流を解禁する方向には現状はいかないと回答をいただきました。また、滋賀県内におきまして、コイを放流していかなければならないというような意見を我々に寄せていただければ、検討をしていこうかと思いますが、現状私が漁政係に4月からきて、漁業者の方からコイを放流したいというのを私は把握していません。またご意見いただければ、国の方ではまだ待ってくれということですが、より一層強く要望する等の対応ができるかなと思いますので、コイに対する要望をお聞かせ願えればありがたいと思います。

林会長

そういうことだろうと思いますが、はっきり言っていい加減にしろという気はあります。鳥インフルエンザも出たところだけを殺処分しています。他の関係のないところは移動をしているわけですよ。なんでコイだけいつまでも続けるんだろうかという気がしています。通達があるからと言われたって、もうその頃にやった人はもういないのだから。魚病担当者が出すべきではないということで水産庁も動いたわけです。魚病担当者が水産振興も踏まえて、どうするかを移動する全域で出さないといけないと思います。それが出て来ないから、全国漁場管理委員会連合会でも根拠を示せと言っているわけですよ。それを県と国でやりあってください。コイが食べたいとか釣りたいという人がいないからってほっておいてもらっては困ります。そういうところを考えてほしいという人もいますので、振興策を考えてもらいたいです。全国で出せと言われているから、出さざるを得ませんが、もう少し前向きな研究や指針を検討していただきたいと行政にお願いします。

林会長

それでは、ただいま説明のありました“コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示”については、“事務局案”のとおり指示することといたします。

なお、公示にあたり、県の法規担当課との調整等により、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することといたします。

次に、報告事項に入ります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(2) 報告事項

ア アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

林会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

中野委員

魚群探知機の調査は水深 30 メートルを基本に捉えていると思います。これは今使っている機械が 30 メートルまでしか測れないのですか。それより深いところも測れるのなら、条件が悪い時は底の方にいると思います。去年も悪かったですが、琵琶湖には多くのアユがいたと思います。カワウも最近琵琶湖に集中して真っ黒になるまで大量になって食べています。もう少し深いところまで測れば、シビアな数値が出ると思うんですが、どうして 30 メートル限定で調査をしているのですか。

酒井場長

30 メートルの等深線に沿って、北湖を 1 周するという調査はかなり長い歴史のある調査です。過去の同時期と比較することで資源水準を評価するという手法を取っており、手法を統一する必要があるので 30 メートルで継続しています。なぜ 30 メートルかというのは、コースを決定する際におそらくいろいろ検討されたと思います。この 30 メートルのコースで調査した結果をもって評価しても我々としては、そこそその年の資源水準を評価ができています。ただ、より精度の高い調査に移行していくために、もう一つ北湖を横断するコースをとって、岸よりも沖合も含めた部分も魚群探知機をかけてその結果をもって評価をするという調査の移行するための過渡期にあると思っていますので、両方の調査を並行しながら今結果を出しているところです。魚群探知機は水深 30

が出てきてないので、いつまでも獲れてないという状況になります。今まで県漁連も水産課も甘かったような気がします。琵琶湖の組合にもっときつく、きちっとやっていかないとせっかく合併したのにまた潰れてしまいます。報告はきっちりしてもらわないといけません。この2月中頃から大雪が降って、どの河川もかなり大水になってきています。大体昔から雪解けの大水が出た後からは、魚が獲れます。雪解けがないと獲れません。ありがたいことに雪が降って、今雪解けが進んでどこの河川も水が増えています。山の腐葉土も流れているので、それで水温が少し上がればプランクトンも増えると思います。それで十分回復すると思います。放流の魚に関して、欲の深い業者が足りないと言っています。県内では大概の養殖業者は自分のところに放流する分は、確保しています。12月の魚が少なかったのも、県外に出している分が少ないのも、県外の業者は足りないといいますが、十分いけると思います。

林会長

良い話を聞けました。これから期待できるということです。

本日予定していた議題はこれで終了となります。その他、何か御意見・御質問がありましたら御発言をお願いします。

佐野委員

前回、令和7年度の計画になっていますが、勢多川は12月1日解禁になっています。早々に2200円になっていたみたいですが、それはまだ委員会通っていなかったのではないですか。

礪田書記

解禁時点では3000円です。そこはちゃんと指導しています。遊漁規則の認可が下りてから、料金変更ということです。

佐野委員

勢多川漁協の大石川と信楽川は河川に放流するんですね。河川内の釣り堀は良いのですか。

佐野主任書記

放流は河川です。勢多川の一件もありまして、水産庁に問い合わせをいたしました。水産庁から回答がありまして、河川内の釣り堀は一部において漁業権者が行う分には認められています。2つの方法があり、1つは網などで完全に区切って、釣り堀として利用する方法です。その場合は料金も他の河川内の普通の漁業権漁場と別料金を設定できるということです。本当に文字通り釣り堀として運用できるのがやり方の一つです。もう1つは今まで勢多川漁協が行ってきたような濃密放流区のような形で、釣り堀式にやっていくこと

ができます。ただ、各県の土木の事情も考慮して、河川改変に関しては土木の許可がいると言われていますが、制度的には釣り堀自体はできます。例えば岐阜県のように水産部局と土木部局が協力して、承認に近いような制度を作って、釣り堀を公式に認めている県もあります。ですから、できる、できないで言えばできます。

佐野委員 電子遊漁券の導入も決まったのですか。フィッシュパスか釣りチケットか。

磯田書記 フィッシュパスです。

佐野委員 前回の委員会で出てきたのが、遊漁券購入が漁業組合もしくはスマートフォンで買える電子遊漁券です。ここは、年券がありません。ただ後から聞いた話では、組合を週に3日か4日しか開けないと聞きました。残りの日に釣りに行ったら、組合が開いてないです。どこかに連絡して連絡をしてきてもらうか何かしないといけません。みんなが電子遊漁券を変えるわけではありません。そこをちゃんとしないとお客さんとのいざこざも出てきます。そのところをよろしくお願いします。

佐野主任書記 電子遊漁券を導入するまでは、組合事務所に週に2回か3回詰めて、それ以外は買うすべすらもなかったのが、電子遊漁券は釣り人が遊漁券を便利にほしい時に購入できるという一方で改善できたと思っています。今後は電子遊漁券を買えない方も毎日買えるように指導をしていきたいと思います。

佐野委員 年券があればそんな問題は起きないと思います。年券がないのに週に3日、4日しか開けないのは問題だと思うので、そのところをよろしくお願いします。

池田則之委員 目標増殖指針のこの量は釣り堀で放流する分は入っていないですよ。別に増殖は放流しておいて、釣り堀は目前放流しているのですよね。電子遊漁券を買った人たちは増殖指針の分を釣りに行って、釣り堀式利用する分は入っていないですよ。

佐野主任書記 釣り堀式利用分は入っていないです。

池田則之委員 指針の魚とは違いますね。

佐野主任書記 そうです。含まれていないです。成魚放流と呼べるような範囲では一部入っていたりしますが、池田委員の仰る釣り堀式利用の分は入っていません。

池田則之委員 うちも濃密放流区をしていますが、それは全然別です。

林会長 他にないようでしたら、以上で第 365 回滋賀県内水面漁場管理委員会を終了いたします。